

税務課

☎ 固定資産税係 (117)

相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が必要になります。また、令和6年4月1日までに相続が発生している場合にも、相続人が相続により不動産の取得を知った日と令和6年4月1日のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。



法定相続情報証明制度を利用しませんか

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預貯金の払戻し、相続税の申告や遺族年金等の年金手続など、各種相続手続において、戸(除)籍謄本の提出を省略することができます。



自筆証書遺言書保管制度を利用しませんか

「自筆証書遺言書保管制度」とは、法務局が自筆証書遺言書を長期間保管する制度です。

この制度のメリットは、次のとおりです。

- 遺言書の紛失・隠とく・改ざんなし
- 遺言者の死亡による相続人等への通知
- 家庭裁判所の検認手続不要
- 保管申請手数料3,900円
- いつでも撤回可能



詳しくは、各二次元コードからホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鹿児島地方法務局鹿屋支局 ☎ 0994-43-6790

鹿児島地方法務局曾於出張所 ☎ 099-482-0047

※自筆証書遺言書保管制度のお問合せは鹿屋支局をお願いします